

育児・介護休業等の適用除外者に関する労使協定

株式会社〇〇〇〇（以下「会社」という）と株式会社〇〇〇〇従業員代表（以下「従業員代表」という）は、株式会社〇〇〇〇における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申し出を拒むことができる従業員）

第1条 会社は、次の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 従業員の配偶者で、育児休業の申し出に係る子の親である者が次のいずれにも該当する従業員
 - イ 職業に就いていない者（育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく育児休業その他の休業により就業していない者および1週間の就業日数が2日以下の場合を含む）であること
 - ロ 心身の状況が申し出に係る子の養育をすることができる者であること
 - ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定でないか、または、産後8週間以内でない者であること
 - ニ 申し出に係る子と同居している者であること
- (3) 申し出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- (5) 従業員の配偶者以外の者で、育児休業の申し出に係る子の親である者が(2)のイからニまでのいずれにも該当する従業員

（介護休業の申し出を拒むことができる従業員）

第2条 会社は、次の従業員から介護休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申し出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の介護休暇の申し出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、次の従業員から子の介護休暇の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

(1) 入社6ヵ月未満の従業員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第4条 会社は、第1条から第3条までのいずれかの規定により従業員の申し出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(育児休業の終了)

第5条 育児休業をしている従業員の配偶者が第1条第2号のイからニまでのいずれにも該当することとなった場合には、その従業員の育児休業は、それらの事由が生じた日から2週間以内であって会社が指定した日に終了するものとする。

2 前項の事由が生じたときは、従業員は原則としてその事由が発生した日にその旨を会社に通知しなければならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申し出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役

Ⓜ

株式会社〇〇〇〇

従業員代表

Ⓜ